

# 【Go To Eat キャンペーン Tokyo 食事券】

加盟店舗 募集要項  
(兼 参加飲食店同意事項)

2020年10月21日

<Go To Eat Tokyo 食事券発行共同事業体>

「Go To Eat キャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

Go To Eat Tokyo 食事券発行共同事業体では、東京都の地域経済の回復と消費喚起のため、25%のプレミアム分を国が負担する「Go To Eat キャンペーン Tokyo 食事券」を販売いたします。

## I. Go To Eat キャンペーン Tokyo 食事券について

### 1. 事業概要

(1) 食事券名称	Go To Eat キャンペーン Tokyo 食事券
(2) 発行者	Go To Eat Tokyo 食事券発行共同事業体
(3) プレミアム率	25%
(4) 購入対象者	全都道府県民対象
(5) 利用店舗募集期間	第一期：2020年10月21日（水）～11月4日（水） 第二期：2020年11月5日（木）以降随時
(6) 利用期間	2020年11月20日（金）～2021年3月31日（水）
(7) 販売方法	食事券によって異なる（アナログ券・デジタル券）

#### **【アナログ食事券】**

(1) 食事券額面	500円 / 1,000円 2種
(2) 食事券構成	1セット12,500円分（500円×5枚 / 1,000円×10枚 計15枚）
(3) 販売価格	10,000円
(4) 購入限度	1回につき1人あたり2セットまで購入可
(5) 販売場所	所定の販売店（約500か所）にて販売
(6) 販売期間	2020年11月20日（金）～2021年1月31日（日）
(7) 販売方法	事前申込制

#### **【デジタル食事券】**

(1) 食事券額面	1,000円のみ
(2) 食事券構成	1セット10,000円分（1,000円×10枚 計10枚）
(3) 販売価格	8,000円
(4) 購入限度	1回につき1人あたり2セットまで購入可
(5) 販売場所	Yahoo! JAPAN公式サイト（Pass Market サイト上）にて販売
(6) 販売期間	2020年11月20日（金）～2021年1月31日（日）
(7) 販売方法	公式HPにて販売

## **2. 食事券の取扱いに関する誓約事項**

- (1) 食事券は飲食代または役務の提供（サービス料）などの取引において利用可能です。
- (2) 現金との交換はできません。券面額以下の利用の場合でもお釣りは渡さないでください。
- (3) 不足分は現金等で受領してください。
- (4) 利用店舗で独自に食事券の利用対象外となるメニュー等を定める場合は、利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (5) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 利用期間を過ぎた食事券は受け取らないでください。
- (7) 食事券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して 発行者は責任を負いません。
- (8) 食事券の交換または売買を行うことはできません。
- (9) 利用店舗登録された飲食店での飲食代または役務の提供以外、その他Go To Eat Tokyo食事券発行共同事業体が指定するものへの利用はできません。

## **3. 不正に関する誓約事項**

- (1) 加盟店の要件の偽装、実態のない店舗ではありません。
- (2) 食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- (3) 食事券の再販、再流通を致しません。
- (4) 食事券の偽造・悪用・濫用は致しません。

## **II. 利用店舗の募集概要について**

### **1. 参加条件（抜粋）**

**※必ず巻末の GoToEat キャンペーン 参加飲食店同意事項をご確認の上申請ください。**

- (1) 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。

参照：総務省 日本標準産業分類「76 飲食店」【<https://www.kkj-st.go.jp/category/76.html>】

- (2) 以下のいずれかに該当している事

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定

遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていない。

②風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示している事

(3) 「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施し、東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」の発行を受け、店頭に掲示している事(店舗型東京版新型コロナ見守りサービスの加入を推奨。)

※交付がまだの事業者様は下記ホームページをご参照の上、登録後お申込み下さい。

参照：東京都「感染防止徹底宣言ステッカー」の概要

【<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>】

## 2. 加盟店店舗申込から登録まで

### (1) 申込方法

加盟店店舗登録希望者は「Go To Eat キャンペーンTokyo参加飲食店同意書」に同意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。

#### ① Webフォームで申請

Go To Eat キャンペーン Tokyoホームページにて直接登録してください。

(URL： <https://r.gnavi.co.jp/plan/campaign/gotoeat-tokyo/>)

※スマートフォン・PCから申請が可能です。

#### ② FAX・郵送で申請

Go To Eat キャンペーンTokyo食事券加盟店登録申請書をホームページ(上記URL)からダウンロード頂き、項目記載の上FAXまたは郵送にてお送りください。インターネット環境がない場合は事務局までお問合せください。

#### 【送付先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階

Go To Eat Tokyo 加盟店サポートセンター 宛

FAX：03-6746-4831

③ 大型店・チェーン店・系列店などの都内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとではなく、事業者単位で取り纏めて登録が可能です(原則、都内全ての店舗で利用可とすること)。この場合、全ての利用登録店舗に「募集要項」の内容に同意していただき、各店舗の名称(例：〇〇屋・△△店)・所在地(郵便番号含む)・電話番号・FAX 番号・メールアドレス・担当者氏名等を登録いただく必要があります。HPよりダウンロードの上、加盟店サポートセンターまでEmailで提出してください。

#### 【送付先】

(2) 利用店舗登録期間

① 申込開始日

第一期：2020年10月21日（水）～2020年11月4日（水）

第二期：2020年11月5日（木）より随時

(3) 登録

申込みいただいた事業者については、Go To Eat Tokyo食事券発行共同事業体の審査を経て、利用店舗として登録いたします。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には審査により承認を取り消す場合がございます。

例：申込内容に虚偽・不備等があった場合・参加条件を満たしていない事が確認できた場合

その他Go To Eat Tokyo食事券発行共同事業体が承認を取り消すと判断した場合 等

(4) その他留意事項

- ・利用店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「食事券が使える店舗」として購入対象者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載いたします。
- ・利用店舗向けの加盟店ツール（マニュアル、食事券貼付台紙【500円/1000円2種】、換金用封筒、食事券換金伝票、偽造券確認用ルーペ、登録通知書、加盟店ステッカー類）を作成し、11月中旬より順次発送致します。  
※第一期の申込分については、11月15日（日）頃までに店舗へ到着の予定です。
- ・食事券の取扱いや換金等の詳細は 加盟店ツールと合わせて発送する加盟店マニュアルをご確認ください。
- ・募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や利用店舗の承認取消のほか損害金の発生等が生じた際にはご請求する場合があります。
- ・募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、Go To Eat Tokyo食事券発行共同事業体はその都度HP等で広報します。
- ・農林水産省の方針等により内容が変更される場合もございます。予めご了承ください。

### III. 換金について

飲食代または役務の提供等の取引において食事券を受け取った利用店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については、以下の通りとなります。

- (1) 利用店舗は、「①利用済みの食事券（精算事務局送付用）」、「②食事券換金伝票」、を送付して、換金手続きを行ってください。  
※デジタル券利用の場合は、利用実績に基づき自動的にお支払いを致します。  
※振込手数料は事務局が負担するため、発生いたしません。  
※換金方法の詳細は、後日送付致します「加盟店マニュアル」にて必ずご確認ください。
- (2) 換金請求期間は、2020年11月20日（金）～2021年4月5日（月）までとします。  
この期間経過後の換金には一切応じられません。必ず上記期間中に手続きをお願いします。

(3) 換金は下記のスケジュールに基づき振込予定です。

	消印日（精算事務局への到着）基準	入金予定日
1	2020年11月20日(金)～2020年12月4日(金)	2020年12月21日(月)
2	2020年12月5日(土)～2021年12月25日(金)	2021年1月15日(金)
3	2021年12月26日(土)～2021年1月15日(金)	2021年2月5日(金)
4	2021年1月16日(土)～2021年2月5日(金)	2021年2月24日(水)
5	2021年2月6日(土)～2021年2月26日(金)	2021年3月18日(木)
6	2021年2月27日(土)～2021年3月19日(金)	2021年4月9日(金)
7	2021年3月20日(土)～2021年4月5日(月)	2021年4月26日(月)

※該当の時期に利用が集中した場合、精算が遅れる場合もございます。

※換金スケジュールは変更となる可能性がございます。



#### IV. GoToEat キャンペーン 参加飲食店同意事項（全文）

※必ず全てをご一読頂き、同意の上加盟店登録をお願い致します。

##### 【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- ◆ 次のいずれかに該当します。
  - 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される

「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

- 当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

#### 【行政への協力】

- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

#### 【ガイドラインに基づく取組等】

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
  - ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
  - ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
  - ・他グループの客同士ができるだけ2 m（最低1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル/座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
    - ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1 m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
  - ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、東京都が策定した事業者向け感染拡大防止ガイドラインの内容を理解し、東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」の発行を受け、店頭に掲示します。

□ 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。

- ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
- ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
- ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
- ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
- ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
- ・食事中以外はマスクを着用すること。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、店舗型東京版新型コロナ見守りサービスの加入が推奨されます。

#### 【店舗情報のWEB掲載】

□ 当店は、Go To Eat Tokyo 事務局が、飲食店情報サイト「ぐるなび」及び「Yahoo!JAPAN」内への当店情報を掲載すること（「食事券利用店舗一覧」への掲載を含む）を承諾します。

※Go To Eat Tokyoへの加盟店登録は、ぐるなび加盟店舗でなくても可能ですが、ぐるなびに店舗情報が掲載されます。お食事券のご利用可能期間終了後の掲載を希望されない場合には、0120-55-9672（10:00-18:00（平日のみ））にご連絡ください（終了後の掲載を保証するものではありません）なお、新規でぐるなび加盟を検討されている場合には、以下にご連絡ください。

ぐるなび新規加盟コールセンター 0120-55-9672（10:00-18:00（平日のみ））

#### 【参加登録の取消】

□ 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はGo To Eat Tokyo加盟店サポートセンターの指摘に適切に対応しない場合や、申請内容・誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eat Tokyo食事券発行共同事業体により参加登録が取り消されることに同意します。

#### 【食事券の取扱いに関する誓約事項】

- （1）食事券は飲食代または役務の提供（サービス料）などの取引において利用可能です。
- （2）現金との交換はできません。券面額以下の利用の場合でもお釣りは渡さないでください。
- （3）不足分は現金等で受領してください。
- （4）利用店舗で独自に食事券の利用対象外となるメニュー等を定める場合は、利用者が認識できる



ようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。

- (5) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 利用期間を過ぎた食事券は受け取らないでください。
- (7) 食事券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して 発行者は責任を負いません。
- (8) 食事券の交換または売買を行うことはできません。
- (9) 利用店舗登録された飲食店での飲食代または役務の提供以外、その他Go To Eat Tokyo食事券発行共同事業者が指定するものへの利用はできません。

#### 【不正に関する事項】

- (1) 加盟店の要件の偽装、実態のない店舗ではありません。
- (2) 食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- (3) 食事券の再販、再流通を致しません。
- (4) 食事券の偽造・悪用・濫用は致しません。

#### 【反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項】

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。

#### 【個人情報の取り扱いについて】

Go To Eat キャンペーン Tokyo事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱い、保護に努めております。

##### 1. 事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得する個人情報と利用目的について 事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。

### (1) 加盟店から取得した個人情報の利用目的

- ・ Go To Eat Tokyoにおける加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
- ・ Go To Eat Tokyoにおけるインターネットによる加盟店登録業務のため
- ・ Go To Eat Tokyoにおける登録加盟店への情報提供と情報管理のため
- ・ Go To Eat Tokyoにおける必要物資の配送作業のため
- ・ Go To Eat Tokyoにおける食事券の管理、精算、それに付随する業務のため
- ・ Go To Eat Tokyoにおける情報の集計、分析、調査等のため
- ・ Go To Eat Tokyoにおける関係省庁への報告等を行うため

### 2. 委託について

事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲内において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結のうえ、当該委託先の業務について監督いたします。

### 3. 第三者提供について

保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ・ 法令に基づく場合 ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

### 4. 個人情報取扱事業者の名称、所在地および個人情報保護管理者について

- ・ 名称：Go To Eat Tokyo 加盟店サポートセンター
- ・ 所在地：東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階
- ・ 個人情報保護管理者：池澤 政俊
- ・ 連絡先：03-6746-4830

※Go To Eat Tokyo 加盟店サポートセンターはGo To Eat Tokyo 食事券発行共同事業体内の組織であり、本サポートセンターは株式会社JTB東京中央支店が運営しております。

### 5. 個人情報の開示等に関する請求について

(1) 事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」といいます）を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答いたします。

(2) 開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。

6. 個人情報相談受付窓口

事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。

住所：東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階

電話：03-6746-4830

名称：Go To Eat Tokyo 加盟店サポートセンター 個人情報保護管理担当窓口

7. 個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本事業をご利用できません。あらかじめご了承ください。

8. 個人情報の提供の任意性

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡をいたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

上記誓約事項全てに同意の上、お申し込みください。

以上

お問い合わせ先  
**Go To Eat Tokyo 加盟店サポートセンター**  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階  
電話：03-6746-4830  
FAX：03-6746-4831  
メール：gotoeat-tokyo1@jtb.com  
営業時間：平日9:30～17:30